附則別表第１（附則第４条関係）　機能

機能の区分	内容	単位費用総額の算定方法㈠	単位費用総額の算定方法㈡
1　加入者交換機内折返し通信機能	第一種指定電気通信設備を用いて行う通信のうち、同一の第一種指定加入者交換機内で折り返す通信の交換及び伝送を行う機能	加入者交換部（交換等設備）に係る単位費用 ＋加入者交換部（伝送路設備）に係る単位費用×２	端末系ルータ交換部に係る単位費用×２ ＋中継系ルータ交換部に係る単位費用 ＋中継伝送共用部に係る単位費用×２
2　加入者交換機設置局内折返し通信機能	第一種指定電気通信設備を用いて行う通信のうち、第一種指定加入者交換機間で行う通信であって、同一の第一種指定加入者交換機設置局内で折り返す通信の交換及び伝送を行う機能	加入者交換部（交換等設備）に係る単位費用×２ ＋加入者交換部（伝送路設備）に係る単位費用×２	端末系ルータ交換部に係る単位費用×２ ＋中継系ルータ交換部に係る単位費用 ＋中継伝送共用部に係る単位費用×２
3　単位料金区域内折返し通信機能	第一種指定電気通信設備を用いて行う通信のうち、第一種指定加入者交換機設置局間で行う通信であって、同一の単位料金区域内で折り返す通信の交換及び伝送を行う機能	加入者交換部（交換等設備）に係る単位費用×２ ＋加入者交換部（伝送路設備）に係る単位費用×２ ＋加入者交換機共用トランクポート部に係る単位費用×２ ＋中継交換部に係る単位費用 ＋中継交換機共用トランクポート部に係る単位費用×２ ＋中継伝送共用部に係る単位費用×２	端末系ルータ交換部に係る単位費用×２ ＋中継系ルータ交換部に係る単位費用 ＋中継伝送共用部に係る単位費用×２
4　中継区域内折返し通信機能	第一種指定電気通信設備を用いて行う通信のうち、単位料金区域間で行う通信であって、同一中継区域内で折り返す通信の交換及び伝送を行う機能	加入者交換部（交換等設備）に係る単位費用 ＋加入者交換部（伝送路設備）に係る単位費用 ＋加入者交換機共用トランクポート部に係る単位費用 ＋中継交換部に係る単位費用×0.5 ＋中継交換機共用トランクポート部に係る単位費用 ＋中継伝送共用部に係る単位費用	端末系ルータ交換部に係る単位費用 ＋中継系ルータ交換部に係る単位費用×0.5 ＋中継伝送共用部に係る単位費用
5　加入者交換機接続機能	第一種指定電気通信設備接続会計規則（平成９年郵政省令第91号）第２条第２項第６号の特別第一種指定設備（第一種指定電気通信設備接続料規則第２条第２項第６号の２に規定する関門系ルータを除く。）以外の電気通信設備（次項及び７の項において「他の電気通信設備」という。）を第一種指定加入者交換機で接続する場合における第一種指定電気通信設備により通信の交換及び伝送を行う機能であって、第一種指定中継交換機を経由せずに通信の交換及び伝送を行うもの（12の項において総務大臣が告示する機能を除く。）	加入者交換部（交換等設備）に係る単位費用 ＋加入者交換部（伝送路設備）に係る単位費用	端末系ルータ交換部に係る単位費用 ＋中継系ルータ交換部に係る単位費用 ＋中継系ルータ変換部に係る単位費用 ＋中継伝送共用部に係る単位費用
6　中継交換機接続機能	他の電気通信設備を第一種指定中継交換機で接続する場合における第一種指定電気通信設備により通信の交換及び伝送を行う機能であって、第一種指定加入者交換機を経由して通信の交換及び伝送を行うもの（12の項において総務大臣が告示する機能を除く。）	加入者交換部（交換等設備）に係る単位費用 ＋加入者交換部（伝送路設備）に係る単位費用 ＋加入者交換機共用トランクポート部に係る単位費用 ＋中継交換部に係る単位費用 ＋中継交換機共用トランクポート部に係る単位費用 ＋中継伝送共用部に係る単位費用	端末系ルータ交換部に係る単位費用 ＋中継系ルータ交換部に係る単位費用 ＋中継系ルータ変換部に係る単位費用 ＋中継伝送共用部に係る単位費用
7　中継交換機経由機能	他の電気通信設備を第一種指定中継交換機で接続する場合における第一種指定電気通信設備により通信の交換及び伝送を行う機能であって、第一種指定加入者交換機を経由せずに通信の交換及び伝送を行うもの（12の項において総務大臣が告示する機能を除く。）	中継交換部に係る単位費用	中継系ルータ交換部に係る単位費用 ＋中継系ルータ変換部に係る単位費用